

狭山市防犯のまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくり（地域社会における犯罪を起こさせにくい環境の整備をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりに関する施策の基本事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及びその他の団体をいう。
- (3) 市民等 市民、事業者及び市内において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 市及び市民等が、自分たちの地域は自分たちで守るという認識を持ち、それぞれの防犯に関する役割の下に、相互に連携及び協力をして行うこと。
- (2) 市民及び事業者の基本的な人権を侵害しないよう配慮して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映させるとともに、その施策の実施に当たっては、市民等との緊密な連携の下に協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが安全に心がけ、地域における自主的な防犯のまちづくりに係る活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、防犯のための必要な措置を講ずるとともに、市が実施する防犯

のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策に係る基本事項)

第7条 市は、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的に行うものとする。

(1) 防犯に係る意識の啓発及び情報の提供に関すること。

(2) 市民等による自主的な防犯のまちづくりに係る活動に対する支援に関すること。

(3) 小学生及び中学生の通学時における安全の確保に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民等及び市の区域を管轄する警察署と相互に緊密な連携を図り、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。